

南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例

平成11年7月19日 条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため事務局を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議会及び広域連合の行政一般に関すること。
- (2) 条例、規則及び公告式に関すること。
- (3) 職員の給与、任免、服務及び身分等に関すること。
- (4) 予算その他財政に関すること。
- (5) 広域連合の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 老人福祉計画の広域化のための調査研究に関すること。

(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局の事務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日条例第6号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。